

◎新潟県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新座八箇線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市八箇字大久保戊 67 番 1 から	新	12.7～44.4メートル	24.8メートル
同市八箇字大久保戊76番23まで	旧	12.7～44.4メートル	24.8メートル